

## 第2回瀬戸内シンポジウム基調報告

山口支部 西 村 久

### 1 はじめに

会場の皆さん、私たちは、昨年の第1回瀬戸内シンポジウムと同じメインテーマを掲げて、ここに第2回目のシンポジウムを開催するために集まりました。ここで第1回と同じメインテーマを選定したについては特に理由があります。そのひとつは、昨年のシンポ以来、瀬戸内をめぐる環境は、より悪くなりこそすれ決して改善の方向には向っていないということでもあります。このことを示す重要なデーターが昨年の末に相ついで3つ発表されました。その第1は12月21日に「PCB汚染対策推進協議会」に報告された「PCB汚染全国実態調査」であります。この調査結果によりますとPCBによる高濃度汚染魚が出た10の汚染水域のうち瀬戸内海が半分の5水域を占めております。第2は同じく27日の「中央児童福祉審議会母子保健対策部会」に報告された厚生省の「母乳汚染疫学調査研究班」の調査結果でありまして、これによれば、母乳中に0.06 ppmを越えるPCBを検出した11府県のうち京都府と奈良県を除いて9県がすべて瀬戸内海沿岸の県であります。さらに第3番目は、同じく26日に環境庁が発表した「全国大気汚染状況調査」であります。これによれば、硫黄酸化物環境基準不適合の都市が調査対象177都市のうち32都市ありましたが、そのうち約3分の1の10都市がやはり瀬戸内海沿岸都市であります。しかもこれらのデーターは汚染状況の一部にしかすぎません。このシンポジウムのなかで後にいろいろ明らかにされますように赤潮の大量発生、ヘドロによる汚濁、重金属汚染、油汚染、光化学スモッグ等々、この1年間瀬戸内の環境は改善されるどころか反対に悪化の一途をたどってきました。そこで私たち主催者としましては昨年充分討議して選んだ「瀬戸内の『開発』と公害」というテーマを変えるべき理由は特にないと判断したのであります。

テーマを変えなかった第2の理由は、公害問題・環境問題といったような問題を取扱う場合にはとりわけ足が地についた長期的な運動が必要であることを強調したかったからであります。住民運動や大衆運動を推進する場合に、つぎつぎと目新しいテーマを選び出して、その目新しいテーマでもって人々をひきつけ大衆のエネルギーを引き出すべきであるという考え方があります。勿論この考え方は運動論として決して間違いではなく一面の真理であります。しかし公害を撲滅し永遠の将来にわたって人間が生き残り得るような自然環境を回復しようとするような運動は、あくまで地味な足が地に着いた底力のある運動でなければならず、つぎつぎと新しく目先きを変えなければ運動を継続し発展させることができないような運動であってはならないと考え、このことを特に強調したいためにあえて第1回のシンポと同じメインテーマを選んだのであります。以上2つの点が基調報告の前提であります。

## 2 企業の社会的責任を問う

私たちがこのシンポジウムで取上げる公害問題は水質汚濁と大気汚染に限定されており、一部食品公害やゴミ問題などにも触れますが、公害現象はそのほかに騒音、振動、地盤沈下、悪臭、薬品公害、農薬中毒、交通事故、放射能汚染、ダム公害、欠陥商品、ゴミ公害等々われわれの生活のあらゆる面に及んでいます。それではなぜこのように多種多様の公害がつきつきと発生して皆んなが苦しまなければならないのでしょうか。その最大の原因は、一言にしていえば企業による無制限な利潤追求にあるといえます。独占・寡占資本、とくに大規模コンビナートを形成しているような巨大企業群が支配者である社会においては、企業は飽くことなく利潤追求に憂身をやつし、激しくかつ過当な競争を展開します。その結果企業の戦略の重点が価格競争から非価格競争へと置き換えられます。すなわち企業は、まず自分の商品の価格には管理価格を設定しておき、そのうえで、商品の品質を向上させたり価格を引き下げるといったような実質的な内容で競争するのではなくて、いろんなマスメディアを利用したオーバーな宣伝をしたり、あるいは技術革新による品質の向上ではなくて、ほんの小手先だけで目先の新しさを付け加え、ほんとは豪華でないものを一見豪華であるかの如くにして消費者に押しつけるモデルチェンジをつきつきに行なうなどして消費者の購買意欲をそそるといったような競争に戦略目標を設定することになるのであります。そこでどのようなことが起るかといいますと、一方で消費者は「あなた方は王様である」と持ち上げられながら、実は企業によって創り出された欲望の海に投げこまれ、自動車、電化製品、住宅などの月賦を払うためだけにあくせくと働いているといったような状況がつくりだされるとともに、他方では企業の果すべき社会的責任は競争のなかで企業が生き残らなければならないという大義名分に押しつぶされ、その範囲がつきつきと狭められ極度に限定されてしまうようになります。その結果、企業は自分が供給する商品によって消費者に被害が起るかもしれないことを事前に承知していてもあえてそ知らぬ顔で販売合戦を展開しますし、さらに商品の製造過程でいろんな有害な物質を排出していることを知っていても、それを無害にしたり自然の自浄作用の範囲内にとどめるためには多額の資金が必要であれば、これまたそ知らぬ顔で平気で有害物質をたれ流し、それだけ競争相手よりも販売条件を有利にして自己の市場を維持拡大すべく全力を傾けることになるわけであります。まさに利潤の奴隷と化しているのが今日の巨大企業群の究極の姿であるといえましょう。そしてこのことこそがわれわれの生活のあらゆる面にわたって公害がつきつきと起ってくる根本的な原因となっているのであります。アメリカのW. W. ロストウが「大衆的大量消費の段階」と規定した経済社会はまさにそういう社会でありまして、ロストウはその段階で「福祉国家」がつくりだされるかの如くに描いてみせましたが、大企業群がその社会的責任を果そうとしない大衆消費社会は、「消費革命」「流通革命」「消費者主権」「福祉国家」などの一見華やかな社会を思わせる言葉の裏で、いわゆる「使い捨て商法」による被害がつきつきに拡大する社会でもあります。たとえば今日大都市圏で大問題となっており、やがて全国的な問題にまで拡大するに違いないゴミ処理問題は、この「使い捨て商法」と密接に関連しているのでありまして、われわれ市民は、一方でつきつきと行なわれる実質的内容のないモデルチェンジのためのコスト分まで負担させられたり、さらに部品不足や新品販売商法のためにちょっと修理すればまだ充分使用できるはずの商品を使い捨てに

させられ、他方では粗大ゴミや自然には分解しないゴミの大量集積によって大きな迷惑を蒙ったり余分の税金を払わされ、さらにそういうことがなければ受けられたはずの行政サービスを受けることができない羽目に追いこまれるのであります。これでは消費者は王様であるどころか完全な被害者であります。

私たちは生活のなかであまりに多くの公害に出くわすため、ともすれば「文明それ自体が公害の原因ではないのか」を考えたり、極端な場合には「われわれが生きていること自体が公害の究極的な原因ではないのか」といったような思いにとりつかれることもあるわけですが、それはそうではなく、もし企業が公害が起らないような商品のみを供給すれば当然公害は起らないですむわけでありまして、今日の企業にとっては生産過程で公害を出さず、またそれを使用することによって公害を出さないような商品を提供することこそ最大の社会的責任でなければならないのです。そういう意味で「生活による汚染」と呼ばれている公害現象の大部分もせんじつめれば最大の責任は企業の側にあるわけがあります。

最近企業の側においても、公害防止技術の開発のための投資や公害そのものを防止する投資がある程度行なわれるようになり、また公害補償のための基金を設置したり、年金を支給するなどといった対策が進められつつあります。このうち後者については、通産省と環境庁が中心になって進めている「公害補償基金制度」（仮称）が提案されているが、その財源負担をめぐって財界からいろいろな難色を示されている。また昭和電工は新潟水俣病認定患者にスライド制を盛り込んだ年金を支給することを回答したとも伝えられている。勿論具体的に産業公害による被害者が確定された場合には企業がその損害を補償すべきは当然である。ところが企業側は表面上はそのことを認めながらも実質はいろいろと難題をふっかけてそれを制度化するのをひきのばそうとしていますし、また口先だけで基金制度に賛成したことによって企業側の誠意を示したかの如き態度を見せている。さらに問題なのは公害補償基金といったようなものは公害が起ることを前提としたものであるが、現在のモラルが低下した企業では、この基金に資金を拠出することによって、公害を発生させることを免罪されたかの如き態度を示す恐れすらある。したがって公害による損害が実際に起った場合には加害者に対して当然補償を要求しなければならないが、それよりもまずわれわれが企業に強く要求すべきことは、公害を出さないための技術開発と投資であります。企業は常に企業秘密ということをとって自分がどういう廃棄物を排出しているかを明らかにしようとしません。しかし企業自身はその排棄物がなにでありどうすればそれを外部に排出しないで済むかを一番よく知っている。そして一番よく知っているところでこそ最も効率よく有害排棄物を処理することができる筈です。有害排棄物を企業外の一ヶ所に集めて、それを国または自治体の手で処理する方法は一見効率がよさそうに思えるが実はより大きな費用がかかる方法であります。企業は自分自身の排出する有害物質を自分の責任と負担において処理すべきであります。昨年2月OECDの環境委員会はPPP原則の採択を同理事会に勧告しましたが、この原則を自ら進んで守ることこそが今日における企業の最大の社会的責任であることを確認し、私たちはこのことを強く要求すべきであると考えます。

しかしこの要求は、最近の大企業群の行動をみればなかなか容易に実現できるものとも思われません。企業は一方で「膨大な政治献金と交際費を支出しながら」他方では「不況カルテルに逃げこみ、再販価格にしがみつき、値上げに走る。欠陥商品、危険な商品、不当表示、誇大広告、一方的な販売条件など、消費者をないがしろにした企業活動はあとを断たない」（朝日新聞1月4日付）と商業新聞が社説で糾

弾するほど企業モラルは低下しており、さらに膨大な余裕資金でもって土地買占めと株式の買いあさり  
にまで乗出しております。まさに「多くの企業が本業をよそにして土地投機に狂奔し、地価をつくり上  
げ、住宅難にあえぐ国民に大きな打撃を与えている」（同上紙）のであります。こういう情況に対し私  
たちはより一層強い決意をもって企業の社会的責任を問いつづけなければならないのであります。

### 3. 政治はどういう役割を果たしたか

一般的に自主自責原則が支配する経済社会では企業に良心を求めることは無理であるといわれます。  
しかしこのシンポジウムでこれからあと種々報告されるような激しい環境破壊の進むなかでは、企業に  
良心を求めることが無理であるからなにもしないというわけにはゆきません。当然考えられる対策のひ  
とつは環境破壊に対する法的規制措置であります。しかし法的規制措置はそれだけで独立して存在する  
のではなくその前段階として当然政治過程を前提とします。その意味で法的規則の問題はすぐれて政治  
の問題であり、また戦後長らく政権を把握してきた保守党の政治姿勢の問題でもあります。

わが国で大気汚染防止や水質汚濁防止、下水処理などに関する法律が制定されはじめたのはようやく  
昭和30年代になってからであります。そして当時の通産省企業局長として直接の担当者であった佐橋  
滋氏は、当時としては「このくらいならいいんじゃないかというつもりだったんです。ところが現実に  
現れる公害とそれに対する住民の問題意識というのは、われわれが考えたよりもはるかに大きくなった  
」（朝日新聞昨年12月8日付）と発言しています。つまりその時点でつくられた法律による規制は極め  
てゆるやかなものであったわけです。そしてそのゆるやかな規制のもとで、世界中の驚異のまとなっ  
た昭和35年以降の高度経済成長の時代に突入したのでありますから、全国いたるところで水も大気も  
わずか7～8年の間にたちまち汚されてしまったのであります。そして全国各地の住民からこのような  
事態に対する告発が激しくなるにつれて昭和42～3年頃になって、ようやく重い腰をあげて既存の公  
害関係法の全般的な改訂と新しい公害規制関係の法律制定にふみ切ったのであります。

しかもこの間において、私たちは、政党の側が主導権を握って法改正や新しい法律の制定に大きな役  
割を果たしたということを寡聞にして聞いたことがないのであります。私たちには、むしろ官僚組織の側  
が主導権をとり、そのあとを政府首脳および与党がいくらか抵抗しながらひきづられてきたという印象  
が強いのであります。今日どのように反動的な政治家（あるいは政治屋）でも、口を開けば公害をなく  
するために努力するといっています。昨年末の総選挙でそのことをいわなかった保守党政治家はいなか  
っただろうと思います。しかし過去10数年間の実績はそのような言葉を空虚なものにしてしまうほど  
の重みを持っています。まず実際に被害を受けている住民側の声が大きくなり、それにつれて官僚が動  
き、そのあとを保守政治家がいよいよやがらついてきたのが実情に近いのであります。そして今になっ  
て選挙民の前では、恰かも自分こそが公害対策のために先頭を切って努力したかのごとくにしている  
のであります。

このような政治家から「私を信用してくれ」とか「私に委せてくれ」といわれても、私たちは信用も  
できなければ、委せることもできないのであります。そしてこのような保守党政治家の姿勢が政治資金  
面で大企業群と密接に結びついていることからくるものであることは天下周知の事実であります。しか

しそれにもかかわらず、住民運動の大きな声があがれば、たとえ保守派の政治家といえどもその声を完全に無視することはできないのであります。そこで私たちは、一方ではこれまでの政治怠慢をあくまでも追求しながら、他方では私たちのほんとの代表を政界に送り込むべく公害反対の声をより大きくしより拡げてゆく必要があります。

#### 4. 行政はなにをしたか

さきに私は、公害対策については官僚組織が政党をリードしてきたという印象が強いと述べました。しかしこのことは官僚組織が国民の他の階層に先んじて公害対策に熱心であったということに同じではありませんし、まして官僚組織が常に住民の側に立って働き続けたということでもありません。

今日の社会においては、アメリカのガルブレイスが「テクノストラクチャー」と名づけた「組織された専門家集団」の支配力が強まっており、その専門家集団の中心には、大企業の技術者集団と経済官僚が位置しているといわれます。とくにわが国ではガルブレイスの指摘をまつまでもなく官僚組織の力が大きく強いことは周知の事実であります。しかし同時に官僚組織の行動はすべて法律にその根拠を求めます。したがって住民の生活に根ざした要求がいかに正当であろうとも、またその要求を実現することが大多数の人々の利益につながるということがわかっていても、依拠すべき法律がなければ住民の要求を拒否するのが官僚組織であります。官僚組織は政策を立案し、法律案を準備して政治家に提供し、あるいはその専門的知識を駆使して自分が作った政策を政治家にのませるだけの実力を今日持っていますが、他方では政治による法の制定をまたなければ表面だって活動できない立場にあります。そういう意味で政治と行政は常に持ちつ持たれつの関係にあり、いろんな政策の立案と実施において政治家と官僚はまさに表裏一体の体制を形成してきたのであります。そしてその限りにおいて、私たちは、さきに対してその責任を問うたのと同じ内容の責任を行政に対しても問わねばならないのであります。

とくにわが国においては、公害対策はその初期の段階ではほとんど通産省を中心とする経済官僚の指導下にありました。大蔵、通産、農林各省および経企庁を中心とする経済官僚が、戦後一貫して産業保護政策、企業優先の政策の強力な推進者であったことは外国の日本経済研究者たちによっても広く知られており、経済官僚自身の側でも、高度経済成長の実現は、それぞれの分野における彼等の適切な経済誘導政策があったからこそ可能であったとの自負を持ちつづけてきたのであります。したがって、住民福祉と回しの産業優先主義政策の最も強力な推進者は他ならぬ経済官僚であったし、またその大規模の環境破壊に対してもその責任の一端を負っているのである。とくに池田内閣の国民所得倍増計画以後つぎつぎと打ち出された開発計画や政策の実施のなかで経済官僚が果たした役割は目覚ましいものがあり、そのことが大規模な自然環境の破壊やコミュニティの破壊あるいは文化遺産の破壊をひきおこしたことをここであらためて強調しておく必要がある。

#### 5. 住民運動および労働組合の役割

以上のようにみえてきますと、公害をなくし美しい自然を護り、破壊された環境を回復する力は一般庶民の力以外にはないということになります。今日一般庶民は、一方では全国各地域における住民運動の

なかに組織化されており、他方では労働組合組織を通じて、独占または寡占企業に対する有効な対抗力となっています。しかしまだまだ多くの人々が、多大の不安にさらされ、大きな不満を持ちながら組織化されていないために有効な対抗力とはなり得ていません。私たちはこれらの人々ができるだけ多く一緒に運動できるよう働きかけを強めると同時に、それらの人々が参加しやすいような形で運動を進めることが必要であります。そのためにはなによりも住民運動や労働運動における統一と団結をしっかりと守ってゆく必要があります。昨年の第1回シンポジウムの基調報告で、河野先生が一億総加害者論の誤りを鋭く指摘され、農業をまいた農民も、公害の加害者である工場で働く労働者も、ともに加害者ではなくてむしろ被害者であることを明らかにされました。これらの農民や労働者は職場でも被害者であり家庭に帰っても被害者であるという意味で二重の被害者であります。また加害企業で働く労働者が公害反対運動に加わる場合、その職場での闘いがいかに苦しいものであるかを私たちは充分認識したうえで、これらの人々と堅く手をとりあって一緒に運動できるような住民運動をつくりあげてゆく必要があります。

さらに私はここで、中小企業が公害の加害者である場合にも、実はそれらの企業の多くが被害者同然であるということを指摘しておきたいと思います。今日すべての大企業が多くの下請企業をその傘下に持ち、過酷な条件で下請発注をしていることは周知のところであります。そして今日、大企業は公害の出そうな部品や中間生産物を選択しては下請に出す傾向が強くなっているといわれています。もともと中小企業は利潤の少ない作業部分を工賃を削られながら担当させられてきたのでありますが、いまやそれに加えて公害の加害者たるべく強制されつつあるわけであります。つまり中小企業は最も割りの合わない作業部分をいつも分担させられるわけであります。勿論中小企業といえども、それが現実には害を与える限り、地域住民はその害をなくするように強く要求しなければなりません。しかし一方ではその中小企業もほとんどは被害者であることが多いということも知らなければなりません。そしてこの場合に起る運動の矛盾を解決する方法はP P P原則をすべての企業に守らせるということであり、そうすれば中小企業も汚染防止費用を製造原価に算入して下請受注をすることができるからであります。こういう意味で私たちの住民運動は実質的な被害者が全部手をたずさえて運動に参加できるような運動に育てあげることが必要であります。

## 6. シンポジウムの成功のために

公害反対運動における科学者の役割については明日の佐久間先生の記念講演において触れられるところではありますが、公害による被害の実態を身をもって体験し一番よく知っているのは被害地域の住民であります。科学者はその住民の体験から学びつつそれを理論的に解明する役割を担っております。したがって科学者と住民運動参加者との定期的な交流と連けいは公害反対運動にとって不可欠であります。今回のシンポジウムが第1回にひきつづいてそういう定期的な交流の場をつくる大きなきっかけになり、運動の発展にいくらかでも寄与できることを念願しつつ基調報告を終わります。